



島根県報

平成24年1月13日（金）

第2,357号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (森 林 整 備 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 (") 2

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 (障 がい 福 祉 課) 3

換地計画書の縦覧（2件） (農 村 整 備 課) 3

保安林予定森林（2件） (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定の解除 (") 5

指定漁船調書の縦覧 (水 産 課) 5

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出（2件） (中 小 企 業 課) 5

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (") 8

廃川敷地等の発生（2件） (河 川 課) 9

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施 (河 川 課) 10

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 11

公布された条例等のあらまし

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正に伴う引用する条項の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第1号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第15条第4項」を「第15条第4項ただし書」に改める。

第21条第1項中「法第7条第4項（法第12条第6項において準用する場合を含む。）及び」を削る。

様式第4号中「第15条第4項」を「第15条第4項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 Fromハート	訪問介護	ハート介護センター	浜田市田町1461番地10	平成24年 1月 1日
	介護予防訪問介護			
株式会社 レスペラン	訪問介護	レスペランス中野訪問介護事業所	出雲市中野町757番地 3	平成24年 1月 1日

島根県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社広瀬介護サポートセンター	居宅介護支援	株式会社広瀬介護サポートセンター	安来市広瀬町広瀬814-2	平成24年 1月11日

島根県告示第15号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
そうごう薬局 安来店	安来市安来町935-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成24年 1月 1日
トリム薬局	雲南市加茂町加茂中1041番地	育成医療 更生医療	平成24年 1月 1日
島根県看護協会 訪問看護ステーションおおだ	大田市大田町大田口1113-5	育成医療 更生医療	平成24年 1月 1日

島根県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美郷地区（日平工区）	換地計画書の写し	平成24年 1月13日から21日間	美郷町役場

島根県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美郷地区（酒谷工区）	換地計画書の写し	平成24年 1月13日から21日間	美郷町役場

島根県告示第18号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町井原4025-6、4026-5、4027-2、4028-2、4030-4、4030-5、4033-3、4033-5から4033-19まで、4033-21から4033-23まで、4034-2、4035-37

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

井原4025-6、4026-5、4027-2、4028-2、4030-4、4030-5、4033-3、4033-5から4033-19まで、4033-21から4033-23まで、4034-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第19号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町小松地664-1、664-2、684-1、684-2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市二宮町神主1964-38
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第21号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
松江市鹿島町片匂307 山本千代則
〃 鹿島町手結1671-7 高橋幸丸
〃 鹿島町古浦601-17 川上清忠
 - (2) 加入区
恵曇加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
漁業協同組合 J F しまね
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
告示の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第22号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成24年1月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス高岡店 出雲市高岡町647番地1外13筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年8月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,662平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

57台(建物北側:30台、建物敷地東側:27台)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

28台(建物北側:8台、建物敷地西側:20台)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

60平方メートル(建物北側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

12.11立方メートル(建物内北側)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分から午後10時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(駐車場1) 2箇所(建物敷地西側及び北側)

(駐車場2) 1箇所(建物敷地東側駐車場北側)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成23年12月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課(島根県出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス中吉田店 島根県益田市中吉田707番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年 8月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,492平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
60台（建物北側及び西側）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
24台（建物西側：6台、建物北側：18台）
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
36平方メートル（建物北側）
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
12.94立方メートル（建物内東側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時00分から午後10時00分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
4か所（建物敷地西側、北側及び東側）

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成23年12月27日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第24号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
生鮮食品おだ斐川店 出雲市斐川町黒目534番地外5筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史 広島県福山市神辺町字上御領100番地1
- (3) 変更しようとする事項
- ア 駐車場の収容台数
(変更前) 296台
(変更後) 184台
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで
(変更後) 午前7時30分から午後10時30分まで
- (4) 変更の年月日
平成24年8月23日
- 2 届出年月日

平成23年12月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第25号

一般農道整備事業の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系木呂畑川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成24年 1月13日

3 廃川敷地等の位置

(1) 安来市広瀬町西比田228番3地先

(2) 安来市広瀬町西比田228番4地先

(3) 安来市広瀬町西比田2204番12地先

(4) 安来市広瀬町西比田2207番3地先

(5) 安来市広瀬町西谷1157番18地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

(1) 土地 120.04平方メートル

(2) 土地 110.60平方メートル

(3) 土地 40.64平方メートル

(4) 土地 41.31平方メートル

(5) 土地 71.42平方メートル

島根県告示第26号

一般農道整備事業の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川の名称
一級河川斐伊川水系木呂畑川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年 1月13日
- 3 廃川敷地等の位置
安来市広瀬町西谷1157番19地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 266.93平方メートル

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成24年2月12日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 河川名
二級河川堀川水系堀川（出雲市大社町杵築西及び杵築南地内）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 一畑電車大社線鉄道橋上流約30メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (2) 一畑電車大社線鉄道橋下流約30メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (3) 宇迦橋上流約70メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (4) 宇迦橋上流約60メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (5) ご縁橋下流約30メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (6) ご縁橋下流約40メートルの右岸に係留されている船舶 1隻
 - (7) 流下橋下流約120メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (8) 流下橋下流約150メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (9) 馬渡橋上流約30メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
 - (10) 馬渡橋上流約20メートルの右岸に係留されている船舶 1隻
 - (11) 馬渡橋上流約20メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式
- 3 当該措置の内容
当該船舶等を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶等の係留及び係留施設が河川法第24条及び第26条の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話 0853-30-5632

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年 1月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市下吉田町字五反田110番2、111番2

面積 435.31平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市下吉田町111番地1

福島 常